平成２８年（フ）第９８号
大津市大石東６丁目10番20号、開始決定時の住所大津市南郷１丁目２番２号
破産者　野川　和博
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５６３号
大阪市住吉区長居１丁目12番７号和光ロイヤル長居101号、開始決定時の住所大阪府守口市金田町３丁目32番13号
破産者　金森　宣明
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４５号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―316号、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市今津野田町２番22号
破産者　安武　健一
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８２号
兵庫県西宮市瓦林町20番20―302号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―802号
破産者　大石　千世（旧姓盆子原）
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１３号
兵庫県西宮市越水町５番34号
破産者　中村　義治
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８９号
香川県小豆郡土庄町大部甲3128番地
破産者　大森　直己
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６号
鹿児島県鹿屋市郷之原町12718番地
破産者　郷原　好美
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県志布志市有明町山重11864番地２―２
破産者　山口　人志
1　決定年月日　平成28年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
福岡県宗像市日の里９丁目20番地１
破産者　高橋　　茂
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７０７号
福岡市城南区田島１丁目18番22―301号
破産者　牧野　淳子
1　決定年月日　平成28年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１２８８号
福岡県宗像市大島1672番地１
破産者　福崎　拓也
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２４号
福岡市早良区次郎丸５丁目10番３―201号、前住所福岡市早良区次郎丸３丁目25番16―201号
破産者　馬場　竜也
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５４３号
福岡市西区横浜１丁目33番23―101号
破産者　佐々木芳樹
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６９５号
福岡市早良区野芥６丁目２番２―301号
破産者　甲斐　由美（旧姓宮原）
1　決定年月日　平成28年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０７号
福岡市博多区千代４丁目４番14―305号
破産者　井元　翔一
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７４０号
福岡市東区香椎２丁目37番５号
破産者　宮崎　照吾
1　決定年月日　平成28年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７５号
福岡市早良区西新３丁目11番18号、前住所福岡市早良区祖原９番25号
破産者　浦田　誠二
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６４２号
大分県日田市天瀬町馬原5173番地
破産者　加川　久男
1　決定年月日　平成28年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部